

「三重県手話施策推進計画」進捗状況の中間報告

県の責務【条例第3条】	<p>① 県は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、手話を使用しやすい環境の整備を推進し、手話を使用する上で障壁となるようなものの除去について必要かつ合理的な配慮を行うものとする。</p> <p>② 県は、ろう者である観光旅客、滞在者及び来訪者が安心して観光地等を訪れることができるよう、観光地等において手話を使用しやすい環境の整備に努めるものとする。</p> <p>③ 県は、ろう者及び手話通訳者その他手話を使用することができる者(以下「手話通訳者等」という。)の協力を得て、教育活動、広報活動その他の活動を通じて、基本理念に対する県民の理解を深めるものとする。</p>
--------------------	---

基本的施策 1	情報の取得等におけるバリアフリー化等【条例第8条】					
条例が規定する内容		平成29年度～平成32年度の取組概要	平成29年度の取組	今後の取組予定	部局名	課名
施策の展開 (1)	県政情報の手話による発信等					
【第8条第1項】 県は、ろう者が県政に関する情報を円滑に取得し、及び県に対してその意思を表示することができるよう、情報通信技術の進展その他社会の諸情勢の変化を考慮しつつ、手話による情報の発信等に努めるものとする。	<p>① 手話付きテレビ情報番組の制作・放映 テレビ放送により県が提供する情報番組「県政チャンネル～輝け！三重人～」(10分番組／月4回放映)及び同番組の録画配信(Youtube)において、手話を挿入して配信します。</p> <p>② 県庁見学等の来庁時における情報保障の確保 県庁見学等の来庁時において、手話通訳等による情報保障の確保に努めます。</p> <p>③ 知事定例記者会見における手話通訳の実施 ろう者の情報保障を推進するため、知事定例記者会見において手話による通訳を実施します。</p> <p>④ 県のイベント・会議等における情報保障の確保 県が実施するイベントや会議等において、手話通訳による情報保障の確保に努めます。</p>	<p>テレビ放送により県が提供する情報番組「県政チャンネル～輝け！三重人～」(10分番組／月4回放映)と同番組の録画配信(Youtube)において、手話を挿入して放送及び配信しました。</p> <p>県庁見学等来庁時の希望者に対し、手話通訳者を配置し、通訳を行う体制を整えました。</p> <p>知事定例記者会見に手話通訳を配置しました。</p> <p>県のイベント・会議等において、手話通訳者を配置し、通訳を行う体制を整えました。</p>	<p>引き続き、「県政チャンネル～輝け！三重人～」と同番組の録画配信(Youtube)において、手話を挿入して放送及び配信します。</p> <p>引き続き、県庁見学等来庁時の希望者に対し、手話通訳者を配置し、通訳を行う体制を維持していきます。</p> <p>引き続き、知事定例記者会見に手話通訳を配置します。</p> <p>引き続き、県のイベント・会議等において、手話通訳者を配置し、通訳を行う体制を維持していきます。</p>	<p>戦略企画部</p> <p>戦略企画部</p> <p>戦略企画部</p> <p>各部局</p>	<p>広聴広報課</p> <p>広聴広報課</p> <p>広聴広報課</p>	

「三重県手話施策推進計画」進捗状況の中間報告

<p>⑤ 文化施設における情報保障の推進 県立の文化施設において、筆談や資料提示、手話研修の受講促進に取り組むとともに、手話ボランティアの活用を検討するなど、各施設の特徴をふまえて、ろう者に配慮した観覧環境の提供に努めます。</p>	<p>下記のとおり情報保障の推進を行いました。 ○「筆談にて対応可」の案内を掲示 図書館、総合博物館、美術館、斎宮歴史博物館、総合文化センター ○手話研修の受講 文化振興課1名、図書館8名、美術館5名や樺の会（ボランティアスタッフ）19名、斎宮歴史博物館3名 ○手話ボランティアの活用 総合文化センター ・生涯学習センター事業1回（2名） ・男女共同参画センター事業1回（2名） ○その他 図書館…各カウンターに利用者と筆談できる電子メモパッド「ブギーボード」を設置 総合博物館…展示や講座開催時にミュージアムパートナー（連携団体）による要約筆記、ノートテイク、磁気誘導ループ等を使用した解説の実施 斎宮歴史博物館…字幕付き映像展示の実施 総合文化センター…来館者への赤外線補聴援助装置の貸出</p>	<p>図書館では、三重県聴覚障害者支援センター等と連携し、コミュニケーションボードの作成を進めます。 また、引き続き、筆談や資料提示、手話研修の受講促進、手話ボランティアの活用に取り組むとともに、ろう者に配慮した観覧環境の提供に努めます。</p>	<p>環境生活部</p>	<p>文化振興課</p>
<p>⑥ 選挙における情報保障の推進 政見放送及び経歴放送実施規程において手話通訳の挿入が認められていない参議院選挙区選出議員選挙について、障がい者団体が実施するビデオ集会への支援を行います。また、手話通訳付きの政見放送が認められている知事選挙について、障がい者団体や政見放送実施局と連携を図り、円滑に収録・放送ができるよう対応します。さらに、参議院選挙区選出議員選挙への手話通訳付き政見放送の拡充について、関係団体を通じ、総務省等へ要望します。</p>	<p>参議院選挙区選出議員選挙及び知事選挙の執行がなかったため、特段の対応は行っていません。</p>	<p>参議院選挙区選出議員選挙及び知事選挙の執行予定がないため、特段の対応予定はありません。</p>	<p>選挙管理委員会</p>	
<p>⑦ 「わかりやすい情報の提供のためのガイドライン」や「ユニバーサルデザインイベントマニュアル」に基づく情報保障の推進 誰もが必要な情報を入手できるよう、県が作成した「わかりやすい情報の提供のためのガイドライン」に沿って手話を含めたわかりやすい情報発信を進めます。また、県が作成した「ユニバーサルデザインイベントマニュアル」を活用し、会場の設営や運営について、手話の利用を含めたユニバーサルデザインに配慮された、誰もが参加しやすいイベントの開催を進めます。</p>	<p>県の新規採用者研修や市町の担当者会議等で「わかりやすい情報の提供のためのガイドライン」や「ユニバーサルデザインイベントマニュアル」について周知や啓発を図り、手話の利用を含めたわかりやすい情報発信やユニバーサルデザインに配慮されたイベントの開催を進めました。</p>	<p>ユニバーサルデザインセミナー等において、「わかりやすい情報の提供のためのガイドライン」や「ユニバーサルデザインイベントマニュアル」について周知を図り、手話の利用を含めたわかりやすい情報発信やユニバーサルデザインに配慮されたイベントの開催を進めます。</p>	<p>健康福祉部</p>	<p>地域福祉課</p>
<p>⑧ 手話付き映像作品の製作・貸出 ろう者の情報入手や情報発信を確保するため、三重県聴覚障害者支援センターにおいて、手話付き映像作品の製作や無料貸出を行います。</p>	<p>無料貸出を下記のとおり行いました。 三重県聴覚障害者支援センター71件 三重県立豊学校（出前）256件</p>	<p>引き続き、無料貸出を行います。なお、既存の作品リストを「手話」付きまたは「字幕」付きの検索をしやすいように加工します。また、手話付き映像作品の製作に取り組みます。</p>	<p>健康福祉部</p>	<p>障がい福祉課</p>

「三重県手話施策推進計画」進捗状況の中間報告

施策の展開 (2)	手話通訳者等の派遣、ろう者からの相談に応じる拠点機能の確保・拡充等				
【第8条第2項】 県は、ろう者が日常生活において、手話により情報を取得し、その意思を表示し、及び他人との意思疎通を図ることができるようにするため、手話通訳者等の派遣及びろう者からの相談に応じる拠点の機能の確保及び拡充等を行うよう努めるものとする。	① 三重県聴覚障害者支援センターによる支援の実施 手話通訳者等を派遣するとともに、ろう者からの相談に応じるため、三重県聴覚障害者支援センターを拠点として、ろう者に対する支援を実施します。	聴覚障がい者からの相談に対応するため、ろう相談員や難聴を持つ相談員を配置しています。 また、難聴・中途失聴者のコミュニケーション訓練のために、毎月第2木曜日に三重県聴覚障害者支援センターにおいて、難聴・中途失聴者向け手話教室を開催しました。 なお、盲ろう者からの相談に応じ、指文字サークルの立ち上げに協力し、三重県聴覚障害者支援センターの研修室を提供しています。	引き続き、相談員を配置して相談に対応するとともに、難聴・中途失聴者向け手話教室の周知を行い、開催します。 また、指文字サークルへの支援も行っています。	健康福祉部	障がい福祉課
	② ろう者からの相談等に応じる拠点の機能拡充に向けた検討 ろう者が地域で安心して暮らすことができるよう、情報提供や相談支援等に応じる拠点機能の拡充に向けた検討に取り組みます。	遠方地の難聴・中途失聴者を支援するため、三重県難聴・中途失聴者協会の協力を得て、12月10日に志摩市で難聴者や家族等10名参加のもと、心のバリアフリー教室及び交流事業を開催しました。	理解・認知がなかなか進まない盲ろう者の啓発や支援のために、心のバリアフリー教室及び交流事業を県民や盲ろう者を対象に開催します。 また、相談員登録を呼びかけていきます。 あわせて、ろう者の方のニーズをふまえた拠点機能の拡充に向けて、検討を行います。	健康福祉部	障がい福祉課
施策の展開 (3)	災害時等における手話による情報取得等のための措置				
【第8条第3項】 県は、災害その他非常の事態において、ろう者が手話により安全を確保するため必要な情報を速やかに取得し、及び円滑に他人との意思疎通を図ることができるよう、市町その他の関係機関との連携等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。	① 福祉避難所の確保促進 災害時等における、ろう者の手話等による情報・コミュニケーション支援に資するよう、市町に対して、福祉避難所の指定や福祉避難所に係る社会福祉施設等との協定締結を働きかけます。	6月に市町の担当者会議を開催し、福祉避難所の確保促進に向けての働きかけを行いました。	引き続き、福祉避難所の確保促進に向けた働きかけに取り組みます。	健康福祉部	健康福祉総務課
	② 聴覚障がい者災害支援サポーター制度の構築 災害発生時における、要援護聴覚障がい者の安否確認や救援活動を迅速かつ適切に行えるよう、聴覚障がい者団体及び関係機関の協力を得ながら、手話が可能な聴覚障がい者災害支援サポーターの登録を推進します。	多気町からの依頼に応じ、9月3日に開催された多気町総合防災訓練にブースを設け、聞こえない人への災害時支援や防災関連の手話について、町民に対する啓発学習を行いました。 また、避難所や地域へ聞こえないことや聴覚障がい者が災害時に支援してほしいことについて伝える啓発リーフレットの作成・編集を進めています。	聴覚障がい者災害支援サポーター研修を開催して、登録を推進します。 また、公施設への職員研修に講師を派遣し、発災時における聴覚障がい者への支援について、アドバイスをを行います。 さらに、作成した啓発リーフレットを用いた啓発を進めます。	健康福祉部	障がい福祉課
	③ 災害時における聴覚障がい者の支援に関する協定の締結促進 三重県聴覚障害者支援センターと市町の間で、避難行動要支援者名簿の提供等に関する協定の締結を促進することにより、災害発生時における聴覚障がい者の手話等による避難所支援等を行います。	多気町、熊野市、明和町に訪問して、協定について協議を行った結果、2月に明和町との協定を締結することができました。	引き続き、協定締結に向けて、未締結市町と協議を進めていきます。	健康福祉部	障がい福祉課

「三重県手話施策推進計画」進捗状況の中間報告

基本的施策 2		手話通訳を行う人材の育成等【条例第9条】				
条例が規定する内容		平成29年度～平成32年度の取組概要	平成29年度の取組	今後の取組予定	部局名	課名
施策の展開 (1) 【第9条】 県は、手話通訳者等及びその指導者の育成に努め、市町その他手話通訳事業を行う者と連携して、ろう者が手話通訳者等の派遣等による意思疎通支援を適切に受けることができる体制の整備及び拡充に努めるものとする。	手話通訳者等及びその指導者の育成、手話通訳者等の派遣等の体制の整備・拡充					
	① 手話通訳者等の派遣事業の実施 三重県聴覚障害者支援センターにおいて、市町や障がい当事者団体等からの派遣要請に応じて、手話通訳者等を派遣します。	手話通訳者等の派遣における時間数が着実に増加しており、団体・企業からの依頼件数も昨年度を上回るペースで派遣しています。また、障がい当事者団体から、手話通訳者等の派遣についての相談も増えつつあり、対応しています。 派遣時間数 12/31時点2,255時間（昨年度2,602時間） 依頼件数 12/31時点455件（昨年度465件） 団体からの相談 12/31時点30件（昨年度16件）	引き続き、派遣要請に応じて、手話通訳者等を派遣します。	健康福祉部	障がい福祉課	
	② 手話通訳者の人材育成推進 ろう者と聞こえる人との意思疎通を行う手話通訳者の育成を推進するため、手話通訳者養成講座を開催するとともに、県南部地域における手話通訳者養成講座の開催を検討するなど手話通訳者養成講座を受けやすい環境の整備に努めます。	津会場と四日市会場の2ヶ所で手話通訳者養成講座を開催し、津会場は9名が修了され、四日市会場は7名が受講しています。	引き続き、手話通訳者養成講座を開催します。また、県南部地域における環境の整備については、指導者の人材確保等を含めて検討します。	健康福祉部	障がい福祉課	
	③ 手話通訳者全国統一試験対策学習会の実施 登録手話通訳者の確保を推進するため、手話通訳者養成講座の修了者を対象に、手話通訳者全国統一試験の対策学習会を実施します。	三重県聴覚障害者支援センターにおいて、対策学習会を6月から12月の間に13回実施し、参加者数は延べ57名となりました。	今年度の合格者数の結果もふまえて、講師団と協議して、改善を図りながら、引き続き、対策学習会を実施します。	健康福祉部	障がい福祉課	
	④ 手話通訳者の技術向上及び指導者の人材育成推進 手話通訳の専門化や多様化に対応するため、手話通訳者スキルアップ研修を実施します。また、指導者養成研修会の受講を促進し、手話通訳者養成講座を担当する指導者の人材育成を進めます。	司法や企業関係等、専門性の高い通訳に対応できるよう、4月29日に「刑事事件の流れ」、11月26日に「事例検討」の手話通訳者現任研修を2回行いました。また、手話通訳者養成講座を担当する指導者の人材育成を進めるために、養成担当講師連続講座の受講を推奨し、延べ5名が受講しています。	引き続き、手話通訳者スキルアップ研修の実施や養成担当講師連続講座の受講推奨などにより、人材育成を推進していきます。	健康福祉部	障がい福祉課	
⑤ 手話奉仕員スキルアップ講座のカリキュラム作成に向けた検討等 市町が実施する手話奉仕員養成講座の修了者について、知識及び技術の向上を図るとともに、手話通訳者養成への着実なステップアップとなるよう、市町等が実施する手話奉仕員スキルアップ講座のカリキュラム策定に向けた検討を進めます。また、手話を学ぶ人が、手話によるコミュニケーション能力を確認し、活動の目安として活用できるよう、全国手話検定試験に関する情報について、市町等に周知を行います。	9月26日にカリキュラム検討ワーキングを立ち上げ、これまでに3回開催し、カリキュラムの目標、時間数、指導内容、教材について討議を行いました。また、全国手話検定試験については、手話を学ぶ人が手話によるコミュニケーション能力を確認し、活動の目安として活用できるよう、4月末に市町へ周知を行いました。	策定したカリキュラムを用いた手話奉仕員スキルアップ講座の実施を県内市町に働きかけます。また、全国手話検定試験に関する情報について、引き続き、市町への周知を行います。	健康福祉部	障がい福祉課		

「三重県手話施策推進計画」進捗状況の中間報告

<p>⑥ 手話サークル団体の交流促進等 地域で活動する手話サークル団体の交流促進や情報交換を図るとともに、手話サークル団体に係る情報提供を行い、県民が手話を学ぶ場の充実を図ります。</p>	<p>手話普及ガイドブックに三重県手話サークル連絡協議会加盟サークル一覧表を掲載し、市町等に配布しました。 また、三重県聴覚障害者支援センターや県のホームページ、三重県手話サークル連絡協議会のfacebook等で周知しました。 なお、津市内の手話サークル開催にあたり、三重県聴覚障害者支援センターの研修室を提供しました。</p>	<p>引き続き、手話サークル団体の交流促進等を図ります。</p>	<p>健康福祉部</p>	<p>障がい福祉課</p>
<p>⑦ ICTを活用した意思疎通支援のあり方等についての検討 情報通信技術の進展その他社会の諸情勢の変化を考慮しつつ、電話リレーサービスや遠隔手話通訳サービス等のICTを活用した意思疎通支援のあり方等について、市町や関係団体と連携・協力しながら検討します。</p>	<p>全日本ろうあ連盟ウェブサイト「電話リレーサービス普及啓発推進事業」ページ等及び、県内に設置された遠隔手話通訳サービスについて、最新情報を随時把握しながら検討しています。</p>	<p>引き続き、社会の諸情勢の変化等をふまえてICTを活用した意思疎通支援のあり方について検討します。</p>	<p>健康福祉部</p>	<p>障がい福祉課</p>
<p>⑧ 第21回全国障害者スポーツ大会（三重とこわか大会）に向けた情報支援ボランティアの養成 平成33年に三重県で開催する第21回全国障害者スポーツ大会（三重とこわか大会）の開催に向けて、手話を用いた情報支援ボランティアの計画的な養成に取り組みます。</p>	<p>大会開催に必要な情報支援ボランティアの人数や、現在、資格を有している方の人数を把握し、今後の養成人数等の計画についての検討を行いました。</p>	<p>養成講座の講師となつていただく指導者の募集を行うとともに、指導者を養成するためのテキストや指導者養成講座実施要項等の検討を行います。</p>	<p>地域連携部</p>	<p>国体・全国障害者スポーツ大会準備課</p>

<p>基本的施策 3</p>	<p>手話の普及等【条例第10条】</p>					
<p>条例が規定する内容</p>		<p>平成29年度～平成32年度の取組概要</p>	<p>平成29年度の取組</p>	<p>今後の取組予定</p>	<p>部局名</p>	<p>課名</p>
<p>施策の展開 (1)</p>	<p>県民が手話を学習する機会の確保等</p>					
<p>【第10条第1項】 県は、市町その他の関係機関、ろう者及び手話通訳者等と協力して、県民が手話を学習する機会の確保等に努めるものとする。</p>	<p>① 県ホームページ等における手話に関する情報等の掲載 三重県手話言語条例の施行に伴い、条例の理解促進及び手話の普及を図るため、県や三重県聴覚障害者支援センターのホームページにおいて、条例の概要や手話に関する情報を掲載するとともに、県民が一人でも多く手話に触れ、一緒に手を動かして手話を学べるよう、県ホームページに簡単な手話動画を掲載します。</p>	<p>県や三重県聴覚障害者支援センターのホームページに掲載する簡単な手話単語の動画の制作を進めています。</p>	<p>作成した動画について、三重県聴覚障害者支援センターや県のホームページにアップロードするとともに、DVDを市町、各庁舎、図書館等に配布して、手話に関する情報を発信します。</p>	<p>健康福祉部</p>	<p>障がい福祉課</p>	
<p>② 手話パンフレットや手話DVD等による普及啓発 手話パンフレットや手話DVDなど、様々な広報媒体を活用して、手話の普及啓発を進めます。特に、次世代を担う子どもたちに興味を持ってもらうため、イラストや三重県聴覚障害者協会マスコットキャラクター「できるカモン」等を活用した、効果的な手話の普及啓発に取り組みます。</p>	<p>「できるカモン」等を活用した条例啓発ちらし・手話普及ちらし・手話普及ガイドブックのほか、クリアファイル、ポスターを制作し、市町等に配布しました。 また、県からの講師派遣、県庁の子ども参観等の際にも配布し、普及啓発を図りました。</p>	<p>啓発物品を市町等に配布するとともに、イラストや三重県聴覚障害者協会の「できるカモン」を活用した啓発に取り組みます。</p>	<p>健康福祉部</p>	<p>障がい福祉課</p>		

「三重県手話施策推進計画」進捗状況の中間報告

<p>③ イベント等を活用した手話の普及啓発 関係団体や市町等と連携し、様々なイベント等を活用して、条例についての理解促進や手話の普及推進を図ります。</p>	<p>12月23日開催の県啓発イベント「こころのバリアフリー推進イベント」に手話体験ブースを設置し、三重県聴覚障害者協会等協力のもと、普及推進を図りました。 また、ポッチャ国際大会の啓発、松阪市「まちかどミニ手話教室」等の機会を活用して、理解促進を図りました。 さらに、2月24日の東海聴覚障害者大会（於四日市市）、3月11日の「みみの日記念フェスティバル」等においても、普及啓発を図ります。</p>	<p>引き続き、様々なイベント等を通じて理解促進を図っていきます。</p>	<p>健康福祉部</p>	<p>障がい福祉課</p>	
<p>④ 県民向け手話講座の開催 聞こえる人が手話に関心を持ち、ろう者と簡単な手話によるコミュニケーションができるように、県民向け手話講座を開催します。</p>	<p>県民向け手話講座について、主に手話奉仕員養成講座未実施の地域を中心に、これまで15回行い、延べ341名が受講しました。 [鳥羽市、御浜町2回、紀宝町、伊勢市、朝日町、いなべ市、南伊勢町、尾鷲市、川越町、志摩市、伊勢市、大紀町、大台町、紀北町] また、残り5回についても、引き続き、下記のとおり取り組んでいきます。 [木曾岬町、熊野市、亀山市、度会町、玉城町]</p>	<p>受講後に行ったアンケートを多面的に分析を行い、改善を図りながら、引き続き、県民向け手話講座を実施します。</p>	<p>健康福祉部</p>	<p>障がい福祉課</p>	
<p>施策の展開 (2)</p>	<p>県職員に対する手話研修等の実施</p>				
<p>【第10条第2項】 県は、その職員が基本理念を理解し、手話を学習する取組を推進するため、手話に関する研修等を行うものとする。</p>	<p>① 県職員及び市町職員に対する研修の実施 県及び市町の機関において、基本的な手話により、ろう者とコミュニケーションを図ることができるよう、県職員に対する手話研修を実施するとともに、市町に対する支援として、市町職員向け手話研修を実施します。</p>	<p>県職員及び市町職員に対する手話研修について、本庁舎をはじめ、津、桑名、四日市、鈴鹿、松阪、伊勢、尾鷲、伊賀の9庁舎で行い、延べ83名が受講しました。 なお、市町から14市町の参加があり、県と市町の受講割合は、6対4でした。 さらに、残り1庁舎（熊野）について、引き続き、取り組んでいきます。 また、「手話を広める知事の会」が実施する行政職員対象の手話講習会について、市町へ周知を行ったところ、1名（愛知会場）の受講申込がありました。</p>	<p>受講後に行ったアンケートを多面的に分析を行い、改善を図りながら、引き続き、県職員及び市町職員に対する手話研修を実施します。</p>	<p>健康福祉部</p>	<p>障がい福祉課</p>
	<p>② 教職員に対するインターネットを活用した研修講座の受講促進 県内の教職員については、インターネットを活用した研修講座（ネットDE研修）「手話入門～コミュニケーションをとるために～」の受講促進に努めます。</p>	<p>4月に県内関係機関（学校も含む）へ改めて周知しました。 また、特別支援学級等を新たに担当することとなった教員を対象とした研修において、聴覚障がいに関する分科会を開催するとともに、本講座を紹介して、受講の促進を図り、32名が受講しました。</p>	<p>今後も引き続き、様々な機会を通じて教職員へ幅広く周知し、受講促進に努めます。</p>	<p>教育委員会</p>	<p>研修・企画支援課 研修推進課</p>

「三重県手話施策推進計画」進捗状況の中間報告

施策の展開 (3)	幼児、児童、生徒、学生に対する手話学習の取組促進				
<p>【第10条第3項】 県は、手話に関する学習が共生社会についての理解の増進に資することを踏まえ、幼児、児童、生徒及び学生が手話を学習する取組を促進するよう努めるものとする。</p>	<p>① 手話を学ぶ取組の実施 小中学校において、総合的な学習の時間等を活用し、手話による合唱や演劇、地域の方に手話を学ぶ取組等を実施することにより、児童・生徒が手話について理解する機会を確保するよう働きかけます。</p> <p>② 手話に関する授業や活動する機会の充実 高等学校において、学校の実態や生徒の特性等に応じて、学校設定科目として手話に関する授業を実施するとともに、ボランティア活動として手話を使った様々な活動の取組を行います。</p> <p>③ 手話についての理解啓発の促進 豊学校において、小中学校・高等学校との交流及び共同学習を進めるとともに、手話の普及促進に係るリーフレットを作成し、手話についての理解啓発を図ります。</p> <p>④ 人権学習指導資料の活用 手話に関する内容を掲載している人権学習指導資料（県教育委員会発行）の教材活用を各学校に働きかけます。</p> <p>⑤ 学校出前授業及び子ども手話教室等の開催 「ユニバーサルデザインのまちづくり学校出前授業」において、手話を含めた耳の不自由な人と話す方法等についての授業を実施し、次世代を担う子どもたちにユニバーサルデザインの考え方の浸透を図り、手話を使用しやすい環境づくりを推進します。また、子ども手話教室等を開催し、子どもたちが手話を学ぶ機会の確保を図ります。</p>	<p>小中学校では、総合的な学習の時間等を活用して、社会性や豊かな人間性を育成するため、福祉施設や作業所の訪問、障がいのある人との交流を進めるなど、手話について理解・体験する機会を含めて、福祉教育に取り組んでいます。</p> <p>また、道徳の時間等において、さまざまな障がいをテーマとした読み物資料や視聴覚教材等による学習を行い、義務教育9年間における発達段階に応じたより系統的な指導を進めています。</p> <p>県立高等学校6校で、学校設定科目として、手話に関する授業を実施しています。</p> <p>また、三重県高等学校文化連盟のボランティア部門加盟校の生徒が、ボランティア活動として、手話を使ったさまざまな活動をしています。</p> <p>学校間交流として、幼稚部4回、小学部7回、中学部2回、高等部1回、実施しました。</p> <p>また、リーフレットについては、現在、作成しています。</p> <p>会議や研修会等の機会を通じて、手話に関する内容を掲載している人権学習指導資料を活用し、共生社会の実現に向けて、障がい者の人権に関わる問題を解決するための学習等に取り組むよう働きかけています。</p> <p>「ユニバーサルデザインのまちづくり学校出前授業」を27回開催して、耳の不自由な人と話す方法等を伝え、ユニバーサルデザインの考え方の浸透を図り、手話を使用しやすい環境づくりを進めました。</p> <p>また、御浜町において、子ども手話教室を2回行い、延べ19名が受講しました。</p>	<p>手話について理解・体験する機会を含めた、福祉教育に引き続き、取り組んでいきます。</p> <p>また、道徳の時間等において、発達段階に応じたより系統的な指導を進めていきます。</p> <p>学校設定科目の授業やボランティア部の活動において、生徒が手話に関わる活動を引き続き、推進していきます。</p> <p>引き続き、豊学校において小中学校・高等学校との交流及び共同学習を計画的、組織的に進めます。</p> <p>また、交流及び共同学習の場面において、リーフレットを活用して、交流相手校の幼児児童生徒が手話に接する機会を作り、手話についての理解啓発を図ります。</p> <p>人権学習指導資料を活用して、障がい者に関わる問題を解決するための学習が継続的に行われるよう、各学校に働きかけます。</p> <p>「ユニバーサルデザインのまちづくり学校出前授業」を開催して、耳の不自由な人と話す方法等を伝え、ユニバーサルデザインの考え方の浸透を図り、手話を使用しやすい環境づくりを進めます。</p>	<p>教育委員会</p> <p>教育委員会</p> <p>教育委員会</p> <p>教育委員会</p> <p>健康福祉部</p>	<p>小中学校教育課</p> <p>高校教育課</p> <p>特別支援教育課</p> <p>人権教育課</p> <p>地域福祉課障がい福祉課</p>

「三重県手話施策推進計画」進捗状況の中間報告

基本的施策 4		ろう児等の手話の学習等【条例第11条】				
条例が規定する内容		平成29年度～平成32年度の取組概要	平成29年度の取組	今後の取組予定	部局名	課名
施策の展開 (1)	ろう児が在籍する学校での手話教育の環境整備、教職員の手話技術の向上					
	【第11条第1項】 県は、聴覚障がいのある幼児、児童又は生徒（以下この条において「ろう児」という。）が手話を獲得し、手話により各教科等を学習し、及び手話を学習することができるよう、ろう児が在籍する学校において幼児期から手話の教育を受けることができる環境を整備し、当該学校の教職員の手話に関する技術を向上させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。	① ろう児に対する手話教育の環境整備 聾学校に在籍するろう児が、手話により、様々な学びや体験ができるよう、自立活動の時間における指導をはじめ、学校生活全般を通じた手話の獲得、手話の学習及び手話による学習に取り組みます。	手話により、様々な学びや体験ができるよう、年齢や発達段階に応じた方法及び内容を用いてコミュニケーション力の向上をめざして、手話の学習に取り組んでいます。	引き続き、聾学校に在籍するろう児が、手話により、様々な学びや体験ができるよう、自立活動の時間における指導をはじめ、学校生活全般を通じた手話の獲得、手話の学習及び手話による学習に取り組みます。	教育委員会	特別支援教育課
		② 教職員に対する研修の実施 聾学校において、聾学校教職員の手話に関する知識や技術の向上を図るため、校内研修会を実施するとともに、聾学校以外の教職員が参加できるよう、夏季研修会や公開講座を実施するなど、計画的な研修を実施します。	聾学校教職員の手話に関する知識や技術の向上を図るため、教職員向け手話研修会を12回実施しました。また、聾学校以外の教職員が参加できるよう、夏季研修会として「きこえの公開講座」を実施しました。	引き続き、聾学校において、聾学校教職員の手話に関する知識や技術の向上を図るため、校内研修会を実施します。また、聾学校以外の教職員が参加できるよう、夏季研修会や公開講座について、計画的な研修について検討します。	教育委員会	特別支援教育課
施策の展開 (2)	ろう児が在籍する学校での保護者への手話学習の機会の確保等					
	【第11条第2項】 県は、ろう児が在籍する学校において、ろう児の保護者に対する手話に関する学習の機会を確保し、並びに手話に関する教育に係る相談及び支援を行うよう努めるものとする。	① 保護者に対する手話講習会等の実施 聾学校に在籍するろう児の保護者に対して、手話に関する学習の機会を確保するため、保護者を対象とした手話講習会を実施するとともに、内容の充実を図ります。また、保護者への手話に関する相談及び支援を実施します。	聾学校に在籍するろう児の保護者に対して、手話に関する学習の機会を確保するため、保護者を対象とした手話講習会を14回実施するとともに、保護者からの手話の相談について支援を行いました。	引き続き、聾学校に在籍するろう児の保護者に対して、手話に関する学習の機会を確保するため、保護者を対象とした手話講習会を実施するとともに、内容の充実を図ります。また、保護者への手話に関する相談及び支援を実施します。	教育委員会	特別支援教育課
施策の展開 (3)	聴覚障がいのある乳児、保護者への手話学習の機会の確保					
	【第11条第3項】 県は、聴覚障がいのある乳児が手話を獲得するための機会を確保し、及びその保護者に対する手話に関する学習の機会を確保するよう努めるものとする。	① 乳幼児及び保護者を対象とした教育相談等の実施 聾学校において、聴覚障がいのある乳幼児及び保護者の手話に関する学習の機会を確保するため、乳幼児及び保護者を対象とした教育相談を通して手話獲得の取組を進めるとともに、保護者を対象とした手話講習会を実施します。	聾学校に在籍するろう児の保護者に対して、手話に関する学習の機会を確保するため、保護者を対象とした手話講習会を14回実施しました。また、乳幼児の保護者への手話に関する支援として、親子活動や保護者の子どもに対する望ましい接し方等について個別の相談を実施しました。	引き続き、聾学校において、聴覚障がいのある乳幼児及び保護者の手話に関する学習の機会を確保するため、乳幼児及び保護者を対象とした教育相談を通して手話獲得の取組を進めるとともに、保護者を対象とした手話講習会を実施します。	教育委員会	特別支援教育課
		② 聴覚障がいのある乳児、保護者への支援等 三重県立子ども心身発達医療センターの難聴児支援部門において、聴覚障がいのある乳児（0歳児）と保護者を対象とした集団支援の一環として、保護者への手話学習会を実施します。また、聴覚障がいのある乳幼児への適切な支援が行えるよう、保健福祉・医療機関等の職員に対して手話に関する理解の促進を図ります。	三重県立子ども心身発達医療センターの難聴児支援部門において、聴覚障がいのある乳児（0歳児）の保護者を対象とし、0歳児集団療育グループ「つくしんぼ」において、6回の手話学習会を開催しました。また、県内病院及び関係団体に対し、手話に関するリーフレットを配布し、手話に関する理解の促進を図りました。	三重県立子ども心身発達医療センターの難聴児支援部門において、手話の普及に努めます。また、引き続き、関係団体等に対して、手話に関する理解促進に努めます。	健康福祉部 医療対策局 子ども・家庭局	医務国保課 子ども心身発達医療センター 子育て支援課

「三重県手話施策推進計画」進捗状況の中間報告

基本的施策 5		事業者への支援【条例第12条】				
条例が規定する内容		平成29年度～平成32年度の取組概要	平成29年度の取組	今後の取組予定	部局名	課名
施策の展開 (1) 【第12条】 県は、事業者がろう者に対しサービスを提供するとき又はろう者を雇用するときにおいて、手話の使用に関して合理的配慮を行うための取組に対して、必要な支援を行うよう努めるものとする。	事業者のろう者へのサービス提供時又はろう者雇用時における手話の使用に関する合理的配慮への支援	① 障がい者就職面接会における手話通訳者の派遣 県内各ハローワークが実施する障がい者就職面接会において、手話通訳者の派遣を行います。	10月の県内の障がい者就職面接会（桑名、四日市、津、伊勢、伊賀）に、手話通訳者の派遣を行いました。	県が共催する障がい者就職面接会への手話通訳者の派遣を行い、開催を支援します。	雇用経済部	雇用対策課
		② 雇用の分野における手話の使用を含めた合理的配慮の周知 労働局やハローワークと連携し、様々な機会を通じ、雇用の分野における合理的配慮の提供義務等について周知を図るとともに、併せて三重県手話言語条例や合理的配慮の一例としての手話の使用について周知を図ります。また、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構による助成金等、障がい者雇用に係る事業者への支援施策について周知を図ります。	5月に管内各ハローワークで開催される企業を対象とした雇用主説明会（学卒求人説明会）、8～9月の公正採用研修において、手話言語条例に関する資料を配布し、企業に周知しました。	引き続き、労働局等と連携し、雇用の分野における合理的配慮の一例としての手話の使用について、周知を図ります。	雇用経済部	雇用対策課
		③ 観光施設等における情報保障の推進 バリアフリー観光を推進するため、関係団体等と協働し、県内の観光施設、宿泊施設に対して、手話通訳に係る情報の提供や聴覚障がいを持つ方々への対応についてアドバイスをを行います。	宿泊施設・観光施設25ヶ所に対し、バリアフリー観光に係る実態調査を行うとともに、手話通訳に係る情報の提供や聴覚障がいを持つ方々への対応等のバリアフリー観光を推進するためのアドバイスをを行いました。さらに、宿泊施設・観光施設5ヶ所に対し、バリアフリー観光に係る実態調査を行います。	引き続き、手話通訳に係る情報の提供や聴覚障がいを持つ方々への対応等のバリアフリー観光を推進するためのアドバイスをを行います。	観光局	観光政策課
		④ 福祉サービス事業所等に対する周知の推進 障害福祉サービス事業所や介護保険サービス事業所等に対して、ろう者へのサービス提供時等における、手話の使用に関する合理的配慮について周知を図ります。	介護保険サービス事業所に対して、厚生労働省が公表している「障害者差別解消法福祉事業者向けガイドライン」をホームページで紹介し、合理的配慮の実施について、周知を図ります。	引き続き、合理的配慮の実施について、周知を図ります。	健康福祉部	長寿介護課
		⑤ 「医療ネットみえ」における手話対応可能な医療機関の周知 医療機関検索サイト「医療ネットみえ」において、「手話による対応」ができる医療機関を表示し、周知を図ります。	医療機関に対して、「医療ネットみえ」において手話対応可能な医療機関が表示される旨を周知し、手話対応が可能として表示される医療機関の増加に努めました。	引き続き、医療機関に対して周知を図り、手話対応が可能として表示される医療機関の増加に努めます。	医療対策局	医務国保課

「三重県手話施策推進計画」進捗状況の中間報告

基本的施策 6		手話に関する調査研究の推進【条例第13条】				
条例が規定する内容		平成29年度～平成32年度の取組概要	平成29年度の取組	今後の取組予定	部局名	課名
施策の展開 (1)	ろう者及び手話通訳者等が行う手話に関する調査研究の推進等					
【第13条】 県は、ろう者及び手話通訳者等が手話の発展に資するために行う手話に関する調査研究の推進及びその成果の普及に協力するものとする。	① 手話に関する調査研究への協力 ろう者や手話通訳者等の関係団体が行う手話に関する調査研究の推進及び成果の普及に協力します。	三重県聴覚障害者協会に設置された手話研究委員会において、平成33年に三重県で開催される国民体育大会・全国障害者スポーツ大会における手話表現の確定に向け、協議が行われました。	三重県聴覚障害者協会に設置された手話研究委員会において、三重の名所名跡や施設（サオリーナなど）に関する手話表現確定に向けて、検討が行われる予定です。	健康福祉部	障がい福祉課	

[数値目標の現状]

項目	計画策定時	現状	平成32年度目標
登録手話通訳者数（県） ※1	92人	99人	120人
手話通訳者の派遣件数（県） ※2	644件	526件	840件
手話に触れたことのある子どもの割合 ※3	59.4%	63.1%	80%
ホームページアクセス数 ※4	—	1742件	3,400件
聾学校における保護者向け講習会の参加者数 ※5	約200人	306人	1,000人

※1 29年度実績

※2 県…平成30年2月末日時点の実績、三重県聴覚障害者支援センター…平成29年12月31日時点の実績

※3 手話に触れたり、手話を学んだりしたことのある小学生・中学生・高校生の割合（県キッズ・モニターアンケート）／平成30年1月18日～2月6日実施

※4 県の手話言語条例ホームページのアクセス数／平成30年1月31日時点の実績

※5 平成30年1月19日時点の実績（平成32年度目標は平成29年度～平成32年度の累計）